

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文  
 ○食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第一（第十二条、第二十一条関係）                      一〇百五十四（略）                      百五十五 次亜硫酸ナトリウム（別名ハイドロサル                      ファイト）                      百五十六 2・3ージエチルー5ーメチルピラジン                      百五十七〇三百九（略）                      三百十 フェニル酢酸エチル                      三百十一 2ー（3ーフェニルプロピル）ピリジン                      三百十二〇三百六十二（略）                      三百六十三 6ーメチルキノリン                      三百六十四 5ーメチルー6・7ージヒドロー5H                      ーシクロペンタピラジン                      三百六十五〇四百十六（略）</p>	<p>別表第一（第十二条、第二十一条関係）                      一〇百五十四（略）                      百五十五 次亜硫酸ナトリウム（別名ハイドロサル                      ファイト）                      百五十六〇三百八（略）                      三百九 フェニル酢酸エチル                      三百十〇三百六十（略）                      三百六十一 6ーメチルキノリン                      三百六十二〇四百十三（略）</p>